

昭和四十八年運輸省令第四十九号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三、第六条ノ四第二項、第九条第五項、第十二条第二項、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ六の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（第三条—第十二条）
- 第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定（第十三条—第二十八条）
- 第四章 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可（第二十九条—第四十四条）
- 第五章 雜則（第四十四条の二—第四十七条）
- 附則 第一章 総則

（趣旨）

第一条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第六条ノ二、第六条ノ三又は第六条ノ四第一項の規定による事業場の認定、法第六条ノ三又は第六条ノ四第二項の規定による整備規程の認可及び同条第一項の規定による運用規程の認可に關しては、法に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業場の認定（認定）

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の能力について行う。

（認定）

第三条 法第六条ノ二の認定（以下この章において「認定」という。）は、次に掲げる船舶又は物

- 一 小型船舶
- 二 鋼製船体
- 三 木製船体
- 四 強化プラスチック製船体
- 五 アルミニウム合金製船体
- 六 船尾骨材
- 七 かじ
- 八 だ頭材及びだ心材
- 九 倉口覆布の布地
- 十 水密すべり戸
- 十一 不燃性材料
- 十二 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料
- 十三 火災の危険の少ない家具及び備品
- 十四 防火戸の動力開閉装置
- 十五 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面仕上材
- 十六 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料
- 十七 鋼材
- 十八 鋼材以外の金属材料
- 十九 プラスチック樹脂
- 二十 ガラス繊維
- 二十一 ゴム布

二十二 蒸気タービン

二十三 内燃機関

二十四 船内外機

二十五 船外機

二十六 ガスターーピン

二十七 ボイラ

二十八 排気タービン過給機

二十九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）

三十 油圧ポンプ及び油圧モータ

三十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）

三十二 热交換器

三十三 内燃機関のシリンドラ、シリンドラライナ、シリンドラカバ及びピストン

三十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。）

三十五 縦軸推進装置

三十六 船尾軸封装置

三十七 ウオーターベンチ推進装置

三十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管

三十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及び変速装置

四十 斧及びコツク

四十一 燃料油タンク

四十二 ゴムホース

四十三 弹性体のゴムエレメント

四十四 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤

四十五 操舵装置

四十六 膨脹式救命いかだ

四十七 救命艇及び救助艇の内燃機関

四十八 救助艇の船外機

四十九 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救命索

五十 消火器

五十一 船灯

五十二 揚貨装置

五十三 発電機

五十四 電動機

五十五 變圧器

五十六 配電盤

五十七 制御器

五十八 定周波装置

第二条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類

二 法第六条ノ二（型式承認に係る船舶又は物件につては、法第六条ノ五第二項）の確認（以

下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類

三 認定に係る船舶又は物件の製造又は改修若しくは修理の実績を記載した書類

- 一 第五条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第八条、第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
- 三 認定に係る船舶又は物件に、第八条第二項に規定する認印又は同条第三項に規定する標示を付したとき。
- 四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- （告示）

第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。

- 一 認定をしたとき。
- 二 第四十四条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により認定がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定

（整備規程の認可）

- 第十三条** 法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

- 一 小型船舶
- 二 小型船舶の船体
- 三 内燃機関
- 四 船内外機
- 五 船外機
- 六 ガスター・ビン
- 七 排気タービン過給機
- 八 膨脹式救命いかだ
- 九 膨脹式救命浮器
- 十 膨脹型救助艇
- 十一 複合型救助艇
- 十二 膨脹式救命胴衣
- 十三 イマーション・スーツ（膨脹式のものに限る。）
- 十四 非常用位置指示無線標識装置
- 十五 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十六 非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十七 小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十八 レーダー・トランスポンダー
- 十九 捜索救助用位置指示送信装置
- 二十 小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置
- 二十一 遺難信号自動発信器
- 二十二 持運び式双向無線電話装置
- 二十三 固定式双向無線電話装置
- 二十四 降下式乗込装置

整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を図示したうえ、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 分解及び組立の方法並びに使用治工具
- 二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法
- 三 部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準
- 四 組立後の調整の方法
- 五 臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲

- 一 整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程三部及び次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 二 整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類
- （整備規程の変更の認可）

- 第十五条** 国土交通大臣は、認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜さい三部及び変更に係る前条第三項各号に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- （変更命令）

第十六条 削除
（整備規程の認可の失効及び取消し）

- 第十七条** 整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。

- 2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の規定による変更の認可を受けないで、第二十七条第一項の規定により法第六条ノ三の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した整備規程を改訂したとき。
- 二 第十五条の規定による命令に従わなかつたとき。
- 三 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 四 認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

- （告示）
- 第十八条** 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。
- 一 整備規程の認可をしたとき。
 - 二 第十四条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。
 - 三 前条第一項の規定により整備規程の認可がその効力を失つたとき。
 - 四 前条第二項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。
- （認定）

- 第十九条** 認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その整備の能力について行う。
- 2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。
- （認定の中請）

- 第二十条** 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類
- 二 次条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類
- 三 法第六条ノ三の確認（以下この章において単に「確認」という。）の方法を記載した書類
- 四 認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類
- 五 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類
- 六 地方運輸局長は、前項に規定するものほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。
（認定の基準）
- 第二十一条** 認定の基準は、次のとおりとする。
- 一 認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。
- 二 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第十九条第二項の規定により限定をされること等の事由により地方運輸局長が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。
- イ 別表第三に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備に必要な設備
- ロ 別表第四に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備について確認のため行う検査に必要な設備
- ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場
- ニ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な材料、部品等を保管するため適切な施設
- 三 次に掲げる人員を有すること。
- イ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を適正に行うことができる人員
- ロ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な知識、経験及び技能を有すると認められる者であつて、当該認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を行う人員を直接監督するもの
- ハ 二年以上ロに掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「整備主任者」という。）
- 四 整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関する責任を有する制度を有すること。
- 五 認定に係る船舶又は物件の整備に関する制度を有すること。
- イ 作業に関する管理
- ロ 材料及び部品に関する管理
- ハ 確認のため行う検査に関する基準
- 六 第二号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。
- 七 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。
- イ 整備規程
- ハ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な図面その他の資料
- ニ 前号の較正に関する記録
- 八 当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。
- 九 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行つてること。
- 2 第二十八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。
（認定書の交付）
- 第二十二条** 地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第八号様式）を交付する。

（認定の有効期間）
（認定の有効期間は、五年以内とする。）

（認定の有効期間）
（認定の有効期間は、五年以内とする。）

（認定の有効期間）
（認定の有効期間は、五年以内とする。）

- 第二十三条** 認定の有効期間は、五年以内とする。
（確認の方法等）
- 第二十四条** 確認は、第二十条第一項第三号の書類に記載された方法に従つて整備主任者に行わせなければならぬ。
- 1 整備主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に確認したことと証する認印（第九号様式）を附し、整備済證明書（第十号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。
- 2 前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。
- 第二十五条** 及び**第二十六条** 削除
（整備規程の供与等）
- 第二十七条** 整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨及び氏名又は名称を記載した整備規程を供与しなければならない。
- 1 整備規程の認可を受けた者は、第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。
- 2 第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後一年ごとに、当該整備規程が、認可を受けた整備規程（第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程）と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。
- 3 前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。
- 第二十八条** 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失う。
（認定の失効及び取消し）
- 一 死亡し、又は解散したとき。
- 二 認定に係る事業を廃止したとき。
- 三 認定を辞退したとき。
- 四 認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。
- 一 地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。
- 二 第二十二条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第二十二条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 四 第二十四条、前条第三項、第四十四条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
- 三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第二十四条第二項に規定する認印を附し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済證明書を交付したとき。
- 四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 第四章** 運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可
（運用規程の認可）
- 1 浮体式洋上風力発電施設の船体
- 2 蒸気タービン
- 3 内燃機関
- 4 船内外機
- 5 船外機
- 6 ガスタービン
- 第二十九条** 法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める船舶又は物件は、次に掲げるものとする。

七 ボイラ	八 排気タービン過給機
九 ポンプ（油圧ポンプを除く。）	十 油圧ポンプ及び油圧モータ
十一 圧力容器（熱交換器に該当するもの及び貨物タンクを除く。）	十二 熱交換器
十三 内燃機関のシリンドラ、シリンドライナ、シリンドラカバ及びピストン	十四 空気圧縮機（手動式のものを除く。）
十五 縦軸推進装置	十六 船尾軸封装置
十七 ウォータージェット推進装置	十八 軸系のクラッチ、逆転機、弹性継手及びピストン
十九 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラスト軸、プロペラ軸及び船尾管	二十 軸系のクラッチ、逆転機、弹性継手及びピストン
二十一 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤	二十二 係船機
二十三 操舵装置	二十四 船灯
二十五 揚貨装置	二十六 発電機
二十七 電動機	二十八 変圧器
二十九 配電盤	三十 制御器
三十一 定周波装置	二 法第六条ノ四第一項の規定による運用規程の認可は、同項の設備等（以下「遠隔監視設備等」という。）の運用の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。
三 運用規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。	1 認定を受けた運用規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その遠隔支援業務の能力について行う。
一 遠隔から状態を監視する船舶又は物件の範囲	2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。
二 遠隔監視設備等の取扱方法	3 認定の申請（認定）
三 船舶又は物件に異常が生じた場合における警報の種類及び意味	第三十三条 認定は、認可を受けた運用規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その遠隔支援業務の能力について行う。
四 遠隔監視設備等に故障その他不具合が生じた場合の対応に関する事項	第三十四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第十一号様式）に次に掲げる書類添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。
五 その他遠隔監視設備等の適切な運用に関し必要な事項	1 認定に係る運用規程を当該運用規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類
四 運用規程の認可を受けようとする者は、申請書に運用規程三部及び次に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。	2 第二条第一項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類
一 運用規程に係る遠隔監視設備等の使用実績に関する資料その他運用規程の内容が妥当なものであることを説明する書類	3 認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績を記載した書類
二 運用規程に係る遠隔監視設備等の製造の実績を記載した書類	4 国土交通大臣は、前項に規定するものほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。
（運用規程の認可）	（認定の基準）
第三十条 運用規程の認可を受けた者は、運用規程を変更しようとするときは、申請書に運用規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第四項各号に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。	第三十五条 認定の基準は、次のとおりとする。
（運用規程の変更の認可）	1 認定に係る運用規程の認可を受けた者から当該運用規程の供与を受けていること。
第三十一条 運用規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は運用規程の認可に係る事業を廃止したときは、運用規程の認可は、その効力を失う。	2 次に掲げる設備を有すること。
2 国土交通大臣は、運用規程の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、運用規程の認可を取り消すことができる。	イ 船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等を備え付けた船舶を対象として、認定に係る第三十二条に規定する収集及び分析又は制御並びに提供を行うことができる設備
（運用規程の認可）	ロ 認定に係る船舶又は物件に異常が生じた場合に事業場において警報を発することができる設備
第三十二条 運用規程の認可を受けた者は、運用規程を変更しようとするときは、申請書に運用規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第四項各号に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。	ハ 第三十二条に規定する船舶の航行に資する情報その他の認定に係る遠隔支援業務に関する情報（当該業務に係る船舶自動化設備特殊規則第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等において保存されるものを除く。）を前回の定期検査から次回の定期検査までの間保存することができる設備
（運用規程の変更の認可）	3 次に掲げる人員を有すること。
第三十三条 運用規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は運用規程の認可に係る事業を廃止したときは、運用規程の認可は、その効力を失う。	イ 認定に係る遠隔支援業務を適正に行うことができる人員
2 国土交通大臣は、運用規程の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、運用規程の認可を取り消すことができる。	ロ 認定に係る遠隔支援業務に關し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る遠隔支援業務を行ふ人員を直接監督するもの
（運用規程の認可）	四 認定に係る遠隔支援業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。

一 前条の規定による変更の認可を受けないで、第三十八条第一項の規定により法第六条ノ四第一項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した運用規程を改訂したとき。
 二 第三十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
 三 認可を受けていない運用規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したところ。
 （遠隔支援業務）

第三十二条 法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める業務は、船舶又は物件の状態に関する情報を取り集め、及び当該情報を分析し又は当該物件を制御し、並びに当該分析の結果又は制御の結果に基づき、当該船舶又は物件の保守管理に資する情報その他の船舶の航行に資する情報の提供を行ふ業務とする。

第三十三条 認定は、認可を受けた運用規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その遠隔支援業務の能力について行う。

2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

（認定の申請）

第三十四条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第十一号様式）に次に掲げる書類添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 1 認定に係る運用規程を当該運用規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類
- 2 第二条第一項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類
- 3 認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績を記載した書類
- 4 国土交通大臣は、前項に規定するものほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（認定の基準）

第三十五条 認定の基準は、次のとおりとする。

- 1 認定に係る運用規程の認可を受けた者から当該運用規程の供与を受けていること。
- 2 次に掲げる設備を有すること。
 - イ 船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等を備え付けた船舶を対象として、認定に係る第三十二条に規定する収集及び分析又は制御並びに提供を行うことができる設備
 - ロ 認定に係る船舶又は物件に異常が生じた場合に事業場において警報を発することができる設備
 - ハ 第三十二条に規定する船舶の航行に資する情報その他の認定に係る遠隔支援業務に関する情報（当該業務に係る船舶自動化設備特殊規則第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等において保存されるものを除く。）を前回の定期検査から次回の定期検査までの間保存することができる設備
- 3 次に掲げる人員を有すること。
 - イ 認定に係る遠隔支援業務を適正に行うことができる人員
 - ロ 認定に係る遠隔支援業務に關し必要な知識、経験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る遠隔支援業務を行ふ人員を直接監督するもの
 - 四 認定に係る遠隔支援業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。

五 認定に係る遠隔支援業務に關し、次に掲げる事項が適切なものであること。

イ 作業の実施方法

ロ 設備に関する管理

ハ 外注に関する管理

六 法第六条ノ三の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人	当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
七 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
八 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
九 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
十 法第六条ノ三の規定による認定を受けた者	当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
十一 法第六条ノ四第一項の規定による認可を受けた者	(1) 当該認定を受けた者の氏名又は名称に変更があつたとき。 (2) 当該認定に係る事業場の名称又は所在地の住居表示に変更があつたとき。 (3) 当該認定に係る事業を廃止したとき。						
十二 法第六条ノ四第一項の規定による認可を受けた者の相続人又は清算人	当該認定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。						
十三 法第六条ノ四第一次に掲げる事項について変更しようとする場合(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。)	(1) 第三十五条第一項第二号に掲げる設備 (2) 第三十五条第一項第三号口に掲げる者 (3) 第三十五条第一項第四号に規定する組織 (4) 第三十五条第一項第五号に掲げる事項 (5) 第三十五条第一項第六号に規定する制度						
十四 法第六条ノ四第一次に掲げる事項について変更しようとする場合(1)、(4)又は(5)に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の遠隔支援業務を行う能力に影響を及ぼすおそれのないものに係る場合を除く。)	国土交 通大臣	国土交 通大臣	輸局長	地方運 輸局長	地方運 輸局長	地方運 輸局長	通大臣

十六 法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者	十六 法第六条ノ四第一項の規定による認定を受けた者の相続人又は清算人	十七 法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者	十七 法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者	十八 法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者	十八 法第六条ノ四第二項の規定による認可を受けた者
(職権の委任)	(職権の委任)	(1) 当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。	(1) 当該認可を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。	(2) 当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。	(2) 当該認可を受けた者が死亡し、又は解散したとき。
（経由機関）	（経由機関）	(2) 当該認可に係る事業を廃止したとき。	(2) 当該認可に係る事業を廃止したとき。	（3）当該認定に係る事業を廃止したとき。	（3）当該認定に係る事業を廃止したとき。
手数料を納付すべき金額	手数料を納付すべき金額	次に掲げる場合	次に掲げる場合	国土交通大臣	国土交通大臣
一 製造工事に係るイ 法第六条ノ二の認定を受けようとする者	一 製造工事に係るイ 法第六条ノ二の認定を受けようとする者	第四十五条 法第六条ノ三の認定に係る国土交通大臣の職権は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。	第四十六条 第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第四十四条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。	国土交通大臣	国土交通大臣
二 手数料を納付すべき金額	二 手数料を納付すべき金額	第四十七条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。	第四十七条 次の表の上欄に掲げる場合は、一件につき五十二万円（情報通信技術法第五号、第六号及び第十一号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局長（その住所が本邦外にある場合には、関東運輸局長）を経由して行うものとする。	国土交通大臣	国土交通大臣

		二 改造修理工事に係る法第六条ノ二の技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、十一万八百円)
		三 第四十四条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）の承認を受けようとする者
八 法第六条ノ三の整備規程の認可を受ける者	四 法第六条ノ三の認定を受けようとする者	（一）同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定を受けている場合は、一件につき三十七万九千七百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、三十七万九千五百円）。
九 法第六条ノ三の認定を受けようとする者	五 第十四条の変更の認可を受けようと/or認定を受けようとする者	（二）同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定を受けている場合は、一件につき三十七万九千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更の認可の申請をする場合にあつては、三十七万九千五百円）。
十 一項の運用規程の認可を受けようとする者	六 法第六条ノ三の認定を受けようと/or認定を受けようとする者	（三）同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定を受けている場合は、一件につき十三万七千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、十三万七千円）。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、三万七千八百円）。
十一 一項の運用規程の認可を受けようとする者	七 第四十四条の二（同条第一項の表第三同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、三万六千七百円）	（四）認定の申請に係る船舶又は物件と別表第三の区分が同一である船舶又は物件の類型について認定を受けている場合は、一件につき三万七千八百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、三万七千八百円）。
十二 一項の運用規程の認可を受けようとする者		（五）同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定を受けている場合は、一件につき三万六千九百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、三万六千九百円）。
十三 一項の運用規程の認可を受けようとする者		（六）同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定を受けている場合は、一件につき三万六千九百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつては、三万六千九百円）。

九 第三十条の変更 の認可を受けようと する者	件につき一万二千四百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により 同項目に規定する電子情報処理組織を使用して変更の認可の申請をする場合に あつては、一万二千三百円）
十 法第六条ノ四第一項の認定を受けよ うとする者	同項目に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつて は、六万六千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により 同項目に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつて は、二万二千五百円）
十一 第四十四条の一 二（同条第一項の表 第五号に係る部分 限る。）の承認を受け ようとする者	同項目に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつて は、二万二千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により 同項目に規定する電子情報処理組織を使用して承認の申請をする場合にあつて は、二万二千五百円）
十二 法第六条ノ四 第二項の整備規程の 認可を受けようとす る者	同項目に規定する電子情報処理組織を使用して認可の申請をする場合にあつて は、一万六千六百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により 同項目に規定する電子情報処理組織を使用して認可の申請をする場合にあつて は、一万六千六百円）
十三 第四十一条の 二 三 場合において法第六 条ノ二、法第六条ノ三及び法第六 条ノ四第一項の規定による認定を受ける 場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により同項 の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。	一件につき九千二百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により 同項目に規定する電子情報処理組織を使用して変更の認可の申請をする場合にあつて は、九千円）
四 附 則 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭 和四十八年十二月十四日）から施行する。 附 則（昭和四九年七月二十五日運輸省令第三二号）抄 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。	（施行期日）
五 附 則 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。 附 則（昭和四九年八月二十七日運輸省令第三六号）抄 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。	（施行期日）
六 附 則 この省令は、昭和五十年三月二十七日運輸省令第八号） （施行期日） この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。 附 則（昭和五六年三月一九日運輸省令第六号） （施行期日） この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	（施行期日）
七 附 則 （昭和五三年一一月一二日運輸省令第六一號） （施行期日） この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。 （経過措置） この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	（施行期日）
八 附 則 （昭和五六年三月一九日運輸省令第六号） （施行期日） この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。	（施行期日）
九 附 則 （昭和五六六年三月三〇日運輸省令第二二号）抄 （施行期日） この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施 行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。	（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 （施行期日）	附 則（昭和五六年四月二五日運輸省令第一八号）抄 （施行期日） この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る船舶安全法（昭和八年法律第十二号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、第一条の規定による改正後の同令第三条第一項第十七号に掲げる物件に係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定であつて、物件の範囲をプロペラ軸系の逆転機又は減速装置に限定されたものとみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。	1 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。
第三条 附 則（昭和五八年一二月二三日運輸省令第五一号）抄 （施行期日）	附 則（昭和五八年一二月二三日運輸省令第五一号）抄 （施行期日）
第四条 附 則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号） （施行期日） この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。	2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。 （経過措置） 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄 （施行期日） この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
第五条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。	3 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第六条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	4 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第七条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	5 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第八条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	6 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第九条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	7 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第十条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	8 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第十一条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	9 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。
第十二条 附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号） （施行期日） この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。	10 この省令の施行前に次の一表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の处分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

神戸海運局長	九州運輸局長	近畿運輸局長	東北海運輸局長	東北運輸局長
四国海運局長	中国運輸局長	中国運輸局長	新潟運輸局長	関東運輸局長
九州海運局長	近畿海運局長	東海海運局長	東北運輸局長	北海道運輸局長
四国海運局長	中国運輸局長	近畿運輸局長	中部運輸局長	関東運輸局長
九州海運局長	近畿海運局長	東海海運局長	新潟運輸局長	北海道運輸局長

札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四國運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

（施行期日）
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

(施行期日)

附則（平成六年五月一九日運輸省令第一九号）抄

第一 条 この省令は、平成六年五月二十日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

第一条 二二の旨令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 貞
(昭和六年三月二十五日運輸省令第十五号) 拨

この省令は昭和六十二年四月一日から施行する。
(逐題指掌)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

(施行期日)

十月一日)から施行する。

2

付則（平成元年三月一日重衡首令第一号）

(施行期日) 二〇〇〇年三月一日から施行する。

(經過措置) 二〇一〇年三月三十日

附 則
(平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

附 則
(平成三年三月二二日運輸省令第二号)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

(施行期日) 平成二年三月一日

第一條 この省令は、船舶安全法及び船舶取扱い規則の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)並びに同法施行日(昭和五十七年五月一日)以後のものと同一の音を改めることを定める。

行する。

附 則
(平成六年三月二九日運輸省令第九号)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号様式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式の一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士

(通信) 及び海技士(電子通信)の資格に係る海技従事者国家試験申請書(一)、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項(承認証)訂正申請書・承認証再交付申請書、第六号様式その一による納付書及び第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に係る規則第十号様式による変更承認申請書及び船舶料理士に係る証明令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
（施行期日）

（経過措置） 第二条の各号に並て一四五年七月一日以後施行する

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則
(平成二六年三月二日国土交通省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一二月二日国土交通省令第一〇六号）
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

（施行期日）
附 則
(平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。
(平成十七年三月三十日)

（総述付箇）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

(施行期日) 平成二年三月三日国土交通省令第六九号

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
二の省令は、公布の日から施行する。

（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

2 一 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正に伴う過渡措置

この規則第三条第一項に第一条の施行前に第一項に規定する規則のうち改正前の船舶安全法の規定に基づく船舶安全法の認定に関する規定を船舶安全法の規定に基づく船舶安全法の認定に関する規定とする(昭和八

鋼製船体	区分 小型船舶	区分 設備	1 鋼製船体、木製船体、強化プラスチック製船体又はアルミニウム合金製船体の 項目に定める設備	1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三 号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。	第一條 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行 政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。	同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ一の規定に より受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業 場認定書又は改修修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。
1	別表第1 (第5条関係)	附 則 (令和五年一月二八日国土交通省令第七一号) 抄	2 (施行期日) この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	2 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	第二条 この省令は、情報通信技術の活用による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取 り繕つて使用することができる。	ボイラの給水ポンプ及び噴燃ポンプ、燃料油移送ポンプ、ビルジポンプ、消火ポンポンプを除く 内燃機関の油冷却器及び水冷却器並びに排気タービン過給機の空氣冷却器
2	イ ロ ハ	附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)	3 (施行期日) この省令は、令和三年一月一日から施行する。	3 (施行期日) この省令は、令和三年一月一日から施行する。	第三条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行 する。	ポンプ（油圧ポンプ、ポンプを除く 熱交換器）
		附 則 (平成元年二月一六日国土交通省令第四七号) 抄				

プロペラ	ボーラー盤及び中ぐり盤 研削盤、ラップ盤及びとぎ上げ盤	ホニハロイ3 フライス盤 ボール盤 ボール盤	ホニハロイ3 ボール盤及び中ぐり盤 研削盤、ラップ盤及びとぎ上げ盤	ホニハロイ3 ボール盤及び中ぐり盤 研削盤、ラップ盤及びとぎ上げ盤
ホニハロイ1	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 488 489 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 597 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 688 689 689 690 691 692 693 694 695 695 696 697 697 698 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 788 789 789 790 791 792 793 794 795 795 796 797 797 798 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 888 889 889 890 891 892 893 894 895 895 896 897 897 898 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 988 989 989 990 991 992 993 994 995 995 996 997 997 998 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1095 1096 1097 1097 1098 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1195 1196 1197 1197 1198 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1295 1296 1297 1297 1298 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1395 1396 1397 1397 1398 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1495 1496 1497 1497 1498 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1595 1596 1597 1597 1598 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1695 1696 1697 1697 1698 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1788 1789 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1795 1796 1797 1797 1798 1798 1799 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1888 1889 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1895 1896 1897 1897 1898 1898 1899 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1929 1930 1931 1932 1933 1934 			

火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下さん付信号、発煙浮信号又は救命索発射	器消火器	号、火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下さん付信号、発煙浮信号又は救命索発射	5	5	5	5
ホニハロイ5	ホニハロイ5	ホニハロイ5	ホニハロイ5	ホニハロイ5	ホニハロイ5	ホニハロイ5
ホントプレス	ホントプレス	ホントプレス	ホントプレス	ホントプレス	ホントプレス	ホントプレス
その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備	火薬の成型作業又は充てん作業に必要な設備
金属部品研磨装置	金属部品洗じよう装置	金属部品洗じよう装置	金属部品乾燥装置	金属部品乾燥装置	金属部品乾燥装置	金属部品乾燥装置
接着剤塗布装置	接着剤塗布装置	接着剤塗布装置	接着剤塗布装置	接着剤塗布装置	接着剤塗布装置	接着剤塗布装置
特殊ゴム部分を作るために必要な次の設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る膨脹式救命いかだの製造工事のための作業に必要な設備
揚貨装置	船灯	器消火器	号、火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己発煙信号、落下さん付信号、発煙浮信号又は救命索発射	5	5	5
ハロイ3	ハロイ2	ハロイ1	1	1	1	1
旋盤	形削り盤及び立削り盤	パイプ切断機	3 ヌリチトヘホニハロイ1	3 ヌリチトヘホニハロイ1	3 ヌリチトヘホニハロイ1	3 ヌリチトヘホニハロイ1
ハロイ3	自 動 溶 接 機 及 び 手 動 アーク溶接機	溶接用材料の乾燥設備	3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
ハロイ2	切 断 作 業 及 び 溶 接 作 業 に 必 要 な 次 の 設 備	自動ガス切断機	そ の 他 認 定 に 係 る 消 火 器 の 製 造 工 事 の た め の 作 業 に 必 要 な 設 備	そ の 他 認 定 に 係 る 消 火 器 の 製 造 工 事 の た め の 作 業 に 必 要 な 設 備	そ の 他 認 定 に 係 る 消 火 器 の 製 造 工 事 の た め の 作 業 に 必 要 な 設 備	そ の 他 認 定 に 係 る 消 火 器 の 製 造 工 事 の た め の 作 業 に 必 要 な 設 備
ハロイ1	切削加工に必要な次の設備	熱処理炉	空気圧縮機	空気圧縮機	空気圧縮機	空気圧縮機
	溶接用加熱炉	溶接用加熱炉	ボーリ盤	ボーリ盤	ボーリ盤	ボーリ盤
	自動ガス切断機	自動ガス切断機	歯切り盤	歯切り盤	歯切り盤	歯切り盤
	溶接用材料の乾燥設備	溶接用材料の乾燥設備	研削盤	研削盤	研削盤	研削盤
	切削加工に必要な次の設備	切削加工に必要な次の設備	金切りのこ盤	金切りのこ盤	金切りのこ盤	金切りのこ盤
	自 動 溶 接 機 及 び 手 動 アーク溶接機	自 動 溶 接 機 及 び 手 動 アーク溶接機	フレイス盤	フレイス盤	フレイス盤	フレイス盤
	溶接用材料の乾燥設備	溶接用材料の乾燥設備	プレス機械	プレス機械	プレス機械	プレス機械
	切削加工に必要な次の設備	切削加工に必要な次の設備	ホースプレス機械	ホースプレス機械	ホースプレス機械	ホースプレス機械
			3 2 1	3 2 1	3 2 1	3 2 1
			塑性加工に必要な設備	塑性加工に必要な設備	塑性加工に必要な設備	塑性加工に必要な設備
			切断作業に必要な設備	切断作業に必要な設備	切断作業に必要な設備	切断作業に必要な設備
			その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る船灯の製造工事のための作業に必要な設備
			加熱作業に必要な次の設備	加熱作業に必要な次の設備	加熱作業に必要な次の設備	加熱作業に必要な次の設備
			鍛造用加熱炉	鍛造用加熱炉	鍛造用加熱炉	鍛造用加熱炉
			熱處理炉	熱處理炉	熱處理炉	熱處理炉
			溶接炭炉又は室化炉	溶接炭炉又は室化炉	溶接炭炉又は室化炉	溶接炭炉又は室化炉
			焼ばめに必要な設備	焼ばめに必要な設備	焼ばめに必要な設備	焼ばめに必要な設備
			パイプ切断機	パイプ切断機	パイプ切断機	パイプ切断機
			自動溶接機及び手動アーケ溶接機	自動溶接機及び手動アーケ溶接機	自動溶接機及び手動アーケ溶接機	自動溶接機及び手動アーケ溶接機

区分	別表第2 (第5条関係)	機器	発電機又は電動機
設備	定周波装置、制御器又は電盤	研削盤 木材の乾燥設備	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	トロイヘニホ二 ボール盤 歯切り盤	铸造作業に必要な次の設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	サンドミルその他の砂処理装置 铸造炉 キュポラその他の溶解炉	木材の乾燥設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	ハロイ1 ハロイ2 ハロイ3 ハロイ4 ハロイ5 ハロイ6 ハロイ7 ハロイ8	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	トロイ1 トロイ2 トロイ3 トロイ4 トロイ5 トロイ6 トロイ7 トロイ8	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	フライス盤 ボール盤 ボーラー盤 フライス盤	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	旋盤 研削盤 卷線作業及び成型作業に必要な設備 絶縁処理作業に必要な次の設備 真空乾燥炉その他の乾燥炉 真空含浸装置その他の含浸装置 その他認定に係る発電機又は電動機の製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備
	遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は電盤	フライス盤 ボーラー盤 卷線作業及び成形作業に必要な設備 絶縁処理作業に必要な次の設備 真空乾燥炉その他の乾燥炉 真空含浸装置その他の含浸装置 その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置の製造工事のための作業に必要な設備	その他認定に係る揚貨装置の製造工事のための作業に必要な設備

別表第3(第21条関係)

別表第4（第21条関係）

非常用位置指示無線標識装	置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置又は固定式双方向無線電話裝置又は固定式双方向無線電話裝置に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
1 作動試験に必要な次の設備	イ 非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置又は固定式双方向無線電話裝置又は固定式双方向無線電話裝置に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置又は固定式双方向無線電話裝置に従い整備が行われたことの確認に必要な設備	ア 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、イマーション・スース（膨脹式のものに限る。）又は降下式乗込装置の項に定める設備 イ その他認定に係る膨脹型救助艇又は複合型救助艇について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
チ 遭難信号自動発信器にあつては、モールス符号レコーダ	4 その他認定に係る膨脹型救助艇又は複合型救助艇について整備規程に従い整備が行われたことの確認に必要な設備
ト テスター	
リ 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置にあつては、信号レコーダ	
ヌ 持運び式双方向無線電話裝置又は固定式双方向無線電話裝置にあつては、放電器及び充電器	
2 その他認定に係る非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置にあつては、信号レコーダ	
チ 遭難信号自動発信器にあつては、モールス符号レコーダ	
ト テスター	
リ 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置、搜索救助用位置指示送信裝置にあつては、信号レコーダ	
ヌ 持運び式双方向無線電話裝置又は固定式双方向無線電話裝置にあつては、放電器及び充電器	

第1号様式 (第4条関係)
事業場認定申請書
年月日
国土交通大臣 殿
申請者の氏名又は名称及び住所
下記の事業場について、船舶安全法第6条ノ2の製造工事(改造修理工事)に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第4条第1項の規定により申請します。
1 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地
2 認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第2号様式 (第6条関係) (昭31運令8・平元運令24・平14運交令79一部改正)
第 号
製造事業場認定書
殿
船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。
1 認定に係る事業場の名称及び所在地
2 認定に係る船舶又は物件の範囲
3 認定の有効期間
年月日から 年月日まで
4 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項
年月日
国土交通大臣 印

第3号様式
(第6条関係)

第3号様式(第6条関係) (昭51運令8・平元運令24・平14運令79・一部改正)

第 号

改造修理事業場認定書

般

船舶安全法第6条ノ2の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 船舶又は物件の範囲以外についての限定事項
- 4 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

国土交通大臣

印

第4号様式
(第8条関係)

第4号様式(第8条関係) (昭51運令8・昭56運令18・一部改正)
(製造工事に係る船舶又は物件に対して附する認印)



*t*は、4ミリメートル以上とする

第5号様式(第8条関係) (昭51運令8・昭58運令42・一部改正)
(改造修理工事に係る船舶又は物件に対して附する認印)



*l*は、4ミリメートル以上とする

第6号様式(第8条関係) (昭51運令8・昭58運令42・一部改正)
(型式承認を受けた船舶又は物件で製造工事に係るものに対して付する標示)



*l*は、4ミリメートル以上とする。

第7号様式(第20条関係)
事業場認定申請書

年月日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第6条ノ3の整備に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第20条第1項の規定により申請します。

- 1 認定を受けるとする事業場の名称及び所在地
- 2 認定を受けるとする船舶又は物件の範囲

第8号様式(第22条関係)
整備事業場認定書

第 号

殿

船舶安全法第6条ノ3の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日地方運輸局長
運輸監理部長

印

第9号様式(第24条関係)
(整備に係る船舶又は物件に対して付する認印)



tは、4ミリメートル以上とする。

第10号様式(第24条関係)

整備済証明書

年月日

殿

事業場の名称及び
所在地
整備主任者の氏名

下記の船舶又は物件は、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第24条
第1項の規定に基づき確認されたものであることを証明する。

- 1 船舶又は物件の名称及び型式
- 2 確認を行つた年月日

第11号様式 (第34条関係)
事業場認定申請書

年月日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

下記の事業場について、船舶安全法第6条ノ4の遠隔支援業務に係る認定を受けたいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第34条第1項の規定により申請します。

- 1 認定を受けようとする事業場の名称及び所在地
- 2 認定を受けようとする船舶又は物件の範囲

第12号様式 (第36条関係)
遠隔支援事業場認定書第 号
般

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により下記のとおり認定する。

- 1 認定に係る事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の範囲
- 3 認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日

国土交通大臣 印

第13号様式(第44条の2関係)

変更承認申請書

年月日

国土交通大臣 地方運輸局長
運輸監理部長 殿申請者の氏名又
は名称及び住所

年月日の製造工事(改造修理工事、整備又は遠隔支援業務)に係る認定について、下記のとおり認定の際限定をされた事項(認定に係る船舶又は物件の範囲)を変更したいので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第44条の2第1項の規定により申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由

第14号様式(第47条関係)

手数料納付書

年月日

殿

申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

- 1 申請事項
- 2 金額
- 3 備考

収入
印紙